

質問者 階戸幸一

## 文 書 質 問 票

奈良市議会基本条例第21条第1項の規定に基づき、次のとおり質問します。

質問事項	質問の具体的内容	回答者
新型コロナウイルスについて	<p>1) 新聞報道によると、14日の定例記者会見において奈良市保健所でも新型コロナウイルスのPCR検査の4月中実施を考えており、1日当たりの検査件数が24件可能になると発表されました。しかし、保健所長の発言では、精度が上がらないため徐々に受け入れ件数を増やしていきたいとコメントされています。市長の言う通り4月中に本当に24件の検査が受託できるのか？保健所長の言う徐々にとは具体的に何時に何件の検査が可能になるのかをお聞きします。</p> <p>また、市保健所にて実施するより民間検査センターへ委託された方が検体の搬入に対しても職員の安全を確保できると思われませんが、本市としてどの様に検討されたか経緯をお答えください。</p>	市長
	<p>2) 現在の新型コロナウイルスに対する診察や検査体制は限定的であることから、市民は見えないウイルスの恐怖にさらされています。自分が感染していないだろうか、他人や家族にうつしていないであろうかなど不安を持ちながら生活をしています。最近では近隣の府県の緊急事態宣言がされて以降、奈良市内に多くの他府県ナンバー車が来ており、また電車を使って多くの人が奈良市内に移動されていると聞きます。少しでも市民の不安を解消するため発熱外来を設置することを検討されているのか？県では発熱外来の設置を検討されていると聞きますが、市立病院での検討はしているのか伺います。</p>	市長

